

議案第10号

北本市都市計画審議会条例の一部改正について

北本市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月22日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

北本市都市計画審議会条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市整備部都市計画課」を「都市整備部都市計画政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。